

## エジプトにおけるファーターイマ朝前半期のワズィール職

苑 原 卓

【要約】 エジプト征服後のファーターイマ朝は、中央集権的行政機構を確立し、同時に政務統率機関としてワズィール職も設置された。その後この機関そのものは、カリフ・ムスタンスィル時代のバドル・アル・ジャマリーのワズィール就任をもって、性格を一変した。本稿はその前半期におけるワズィール職の実態の解明をめざしたものである。設置以後のワズィール職の推移をみるかぎり、ワズィールの政治的実権には強弱があり、その地位も不安定である。しかしながら前半期を通じてワズィール職は、原則として職業的専門官僚によって占められ、その管掌範囲も行政の分野に限定されるという共通した特徴を有していた。そして中央政府の首長として、ワズィールの担当した職務は、客観的要請によく照応しており、彼らはカリフと臣民との「仲介者」として機能する一方、財政、軍政、民政、外交、軍事活動の諸分野にわたる監督、指揮にも携わっていた。史林 六一巻六号 一九七八年一月

### はじめに

エジプト征服後のファーターイマ朝のワズィール職（宰相職）が、カリフ・ムスタンスィル治世（ヒジュラ暦四二七―四八七年／西暦一〇三六―一〇九四年）なかばのアルメニア人軍団長 Badr al-Jamali のワズィール就任（四六六／一〇七四年）以来、その性格を一変したことは、概説やファーターイマ朝の制度をあつかった研究などによって従来からよく知られている。すなわちバドル以前のワズィールは文官であり、その権限も制約されていたのに対し、バドル以後のワズィールは軍人で、文武の最高権限を掌握し、カリフにかわる事実上の国家の支配者であった。<sup>①</sup>

このファティマ朝前半期と後半期におけるワズィール職の性格のちがいは、単にファティマ朝統治体制自体の質的变化を示唆するばかりでなく、行政面における文官優位の時代から軍人勢力の優越の時代へという意味で、中世イスラム世界における国家体制の変容の一端をも物語る重要な問題である。ところがファティマ朝のワズィール職についての実証的研究となると、従来、十分詳細になされてきたわけではない。直接ワズィールをあつかった研究としては、M. H. al-Minawi, *al-wizara wa al-wuzara' fi al-'asr al-fatimi* (ファティマ朝時代におけるワズィール職とワズィール) Cairo, 1970 などがあげられる他は、個別的論考もきわめて乏しい。② ミナーウィーの研究は包括的なものではあるが、内容は多くの場合ワズィールの事蹟を羅列したものであり、しかも有力なワズィール中心の叙述のため、前半期のワズィールについては、その実態が把握されにくい。また、限られた性格の史料を一般化して制度の説明に用いている、職掌についての具体的な説明が不十分である、全体にわたって一切典拠が示されていない、などの難点もある。

そこで本稿では、対象を前半期のワズィールに限りその実態を説明することを目的とし、以下、(一)ワズィール職の推移、(二)ワズィールの経歴、(三)ワズィールの職掌、について検討することとした。なお歴代ワズィールの在任期間および経歴については、一覧表を作成したので参照されたい。

#### 主要史料略称

- Ishāra: Ibn al-Ṣayrafī, *al-Ishāra ilā man nala al-wizāra*, (ed.) A. Mukhlis, Cairo 1924.  
Yahyā: Histoire de Yahya-Ibn-Sa'īd d'Antioche, (ed., tr.) I. Kratchkovsky et A. Vasiliev, *Patrologia Orientalis* XXIII, Paris 1932 (repr. 1976).  
Zāfir: Ibn Zāfir, *Akhbār al-Duwal al-Munqati'a*, (ed.) A. Ferré, Cairo 1971.  
Muyassar: Ibn Muyassar, *Akhbār Miṣr*, (ed.) H. Massé, Cairo 1919.  
Itti'āz: al-Maqrīzī, *Itti'āz al-Hunafā' bi-Akhbār al-'Imma al-Fatimiyyin al-Khulafā'*, vol. I, (ed.) J. al-Shayyā,

Cairo 1967. vol. II, (ed.) M. H. Muhammad Ahmad, Cairo 1971.

Khitat: al-Maqrizī, al-Mawāʿiẓ wa al-Tibāʾ fi Dhikr al-Khitat wa al-Āthar, vols. I, II, Bulaq 1270 H. (repr. Beirut).

Athir: Ibn al-Athir, al-Kamil fi al-Tarikh, vols. VIII-X, 1303 H.

Dawādārī: Ibn al-Dawādārī, Kanz al-Durar wa Jamīʿ al-Ḡhurar, vol. VI, (ed.) Ṣ. al-Munajjid, Cairo 1961.

Taqḥirbirdī: Ibn Taqḥirbirdī, al-Nujūm al-Zāhira fi Muḥik Miṣr wa al-Qāhira, vols. IV, V, Cairo 1963-4 (repr.).

Khalīkān: Ibn Khalīkān, Wafayāt al-Aʿyān, (ed.) M. M. ʿAbd al-Hāmid, Cairo 1948-9.

Ṣubḥ: al-Qalqashandī, Ṣubḥ al-Aṣḥā, vol. III, Cairo 1914.

Qalanisi: Ibn al-Qalanisi, Dhayl Tarikh Dimashq, (ed.) H. F. Amedroz, Beirut 1908.

Suyūṭī: al-Suyūṭī, Husn al-Munāḍara fi Tarikh Miṣr wa al-Qāhira, vols. I, II, (ed.) Abū al-Faḍl Ibrāhīm, 1967-8.

① 新編 *Encyclopedia of Islam* (EI<sup>2</sup>), "Fatimids", pp. 857-8; H. Ibrāhīm Hasan, *Tarīkh al-dawla al-fatimiyya*, Cairo, 1958 (2nd ed.), pp. 277-8; ʿA. M. Musharrafa, *Nuzum al-hukm bi-miṣr fi ʿasr al-fatimiyyin*, Cairo, 1948, pp. 122-3; J. al-Shayyāl, *Majmūʿa al-walāʾiq al-fatimiyya*, Cairo, 1958, pp. 27-32.

② 初代ワズィールのキムリック関ジャヴ W. J. Fischel, *Jews in the Economic and Political Life of Medieval Islam*, London, 1937 (1968), pp. 49-68; カリン・ノーンズ時代(五二四一五四四〇一三〇一—一四九年)のモノノーム(在任五二九一五三二—一三三三—一三三七年)に関ジャヴ M. Canard, Un vizir chrétien à l'époque fatimite, *Annales de l'Institut des Etudes Orientales* (以下 AIEO 略す), XII (1954), pp. 84-113 以下。

③ 構成は、第一章「ノナーチャ朝の成立とワズィール職の発展」、第二章「ワズィール職のたもつ儀礼」、称号、慣習、報酬と財産、第三章「ワズィールと学問」、文学、技術の発展。

第四章「ワズィールとイムナーイーール派」、第五章「

対外関係(マムリク、シリク、イラク、マラバ、半島)」、第六章「対外関係(ユキミン、十字軍、スレブ)」、第七章「各ワズィールの略歴」。

④ 中央政府の制度や宮廷儀礼の説明は Khitat と Ṣubḥ に依拠してゐると思はれる。しかしこれらの史料の制度は関ジャヴの記述は、ノナーチャ朝末期の官史だつた Ibn al-Fuwayz (五二五—六二七年)の著作の引用であり、その内容を主としてノナーチャ朝末期の状態を反映してゐる。したがって前半期のワズィール職について必要とせらるべき部分が多い。cf. C. Cahen, *Quelques Chroniques Anciennes Rihatives aux Derniers Fatimides*, *Bulletin de l'Institut Français d'Archéologie Orientale* (以下 BIFAO 略す), XXXVII (1937-8), pp. 10-14; A. R. Guest, A List of Writers, Books and Other Authorities mentioned by El-Maqrizi in his Khitat, *Journal of the Royal Asiatic Society* 1902, p. 117.

歴代ワズィール在任期間および経歴

\* 在任期間については Mināwi pp. 305-8 とは若干の異同がある

	ワズィール	在任期間	経歴
カリフ アブ ズィード	Ya'qūb b. Killis	368 ramadān —373 shawwāl 374—380 dhū al-hijja	もとユダヤ教徒書記(改宗), イフシード朝財務官僚→ファーティマ 朝財務総監督(363 muḥarram—365 muḥarram)→カリフ=ムイッズの政 務の補佐(365)
	Jabr b. al-Qāsim	373 shawwāl—374	(軍人?), カリフ側近, 警察長官, 徴税責任者◎
	'Alī b. 'Umar al-'Addās	380 dhū al-hijja—382	一貫して徴税責任者◎
	Abū al-Faḍl Ja'far b. al-Furāt	382—382 sha'bān 383 rabi' I—383 sha'bān	イフシード朝ワズィール→ファーティ マ朝財務総監督(361)◎
	Abū 'Abd Allāh b. al-Ḥasan al-Bāziyār	(一年3ヶ月)	軍人(qā'id)◎
	Abū Muḥammad al-Ḥasan b. 'Ammār	383 muḥarram— (2ヶ月)	軍人, クターマ族の長◎
	al-Faḍl b. Šāliḥ	383 (数日)	軍人(qā'id)◎
	'Īsā b. Naštūris	384—386 ramaḍān	キリスト教徒書記, 財務官僚◎
カリフ ハ キム	Abū Muḥammad al-Ḥasan b. 'Ammār	386 shawwāl —387 sha'bān	前出
	Abū al-Futūḥ Barjawān	387 ramaḍān —390 rabi' II	宦官, ハーキムの養育係◎
	al-Ḥusayn b. Jawhar	390 jumādā I —398 sha'bān	Jawhar 軍人(qā'id al-quwwād), 駅遞および文書庁(386)◎
	Fahd b. Ibrāhīm	393 (392) jumādā I (II) Fahd 処刑	Fahd キリスト教徒書記, ワースイタ Barjawān の補佐◎
	Šāliḥ b. 'Alī al-Rūzbāri	398 sha'bān—400 šafar	軍人(qā'id al-quwwād), シリア庁長官◎
	Abū Naṣr b. 'Abdūn	400 šafar —401 muḥarram	キリスト教徒書記, シリア庁長官→税務庁長官(399)◎
	Aḥmad b. Muḥammad al-Qushūri	401 muḥarram (10日)	書記◎
	Zur'a b. 'Īsā b. Naštūris	401 muḥarram —403 šafar	キリスト教徒書記◎
al-Ḥusayn b. Ṭāhir al-Wazzān	403 rabi' I —405 jumādā II	国庫長官◎	
al-Ḥasan b. Abī al-Sayyid 'Abd al-Raḥmān b. Abī al-Sayyid	405 sha'bān —405 shawwāl	'Abd al-Raḥmān 書記, 支出庁長官◎	

エジプトにおけるファティマ朝前半期のワズィール職（宛原）

	al-Faql Ja'far b. al-Furāt	405 dhū al-qa'da (5日)	Abū al-Faql の息子
	'Ali b. Ja'far b. Fallāḥ	405 dhū al-hijja —409 shawwāl	軍人, クターマ族の長, ダマスクス総督(390)⑥
	Ṣā'id b. 'Isā b. Naṣṭūris	409—409 dhū al-hijja	Zur'a の兄弟, キリスト教徒⑥
	al-Mas'ūd b. Ṭāhīr al-Wazzān	409 dhū al-hijja —411 jumādā II	al-Ḥusayn の兄弟, 国庫長官⑥
カリ フ ザ ー ヒ ル	Abū al-Ḥusayn 'Ammār b. Muḥammad	411 jumādā II —412 dhū al-qa'da	文書庁長官, 東方人軍団およびトルコ人軍団の監察⑥
	Abū al-Futūḥ Mūsā b. al-Ḥasan	413 muḥarram —413 shawwāl	フスタート警察長官→上エジプト総督(412 jumādā II)→文書庁長官⑥
	al-Mas'ūd b. Ṭāhīr al-Wazzān	414 muḥarram—	前出
	al-Ḥasan b. Ṣāliḥ al-Rūzbārī	416—418	Ṣāliḥ (前出) の息子⑥
	Abū al-Qāsim 'Ali b. Aḥmad al-Jarjarā'i	418 dhū al-hijja —436 ramaḍān	上・下エジプトの官吏→中央政府の書記(403-4頃)→支出庁長官(406あるいは409)→税務庁長官(413)→Mas'ūd b. al-Wazzān のワズィール時代に諸官庁長官を兼任⑥
	Ṣidqa b. Yūsuf al-Fallāḥī	436 ramaḍān—439	もとユダヤ教徒(改宗), クターマ軍務庁長官(415)→シリアの財務監督官 nāẓir⑥
カリ フ ム ス タ ン ス イ ル	Abū al-Barakāt al-Ḥusayn	440—441 shawwāl	ワズィール Jarjarā'i の甥⑥
	Abū al-Faql Ṣā'id b. Mas'ūd	441—442 muḥarram	上エジプトの徴税官→クターマ軍務庁で Fallāḥī の補佐(415)→シリア庁長官⑥
	Abū Muḥammad al-Yāzūri	442 muḥarram —450 muḥarram	ラムラのカーディー→母後のディーワンの長官(439)→司法長官(441)⑥
	Abū al-Faraj b. Muḥammad al-Bābili	450 muḥarram —450 rabī I	ワースィタ Hasan b. al-Rūzbārī の書記→ワズィール Jarjarā'i の書記→諸財務官庁長官を兼任⑥
	Abū al-Faraj b. Ja'far al-Maghribī	450 rabī II —452 ramaḍān	軍務庁長官⑥
	(以下混乱期)		

- ① Iṣhāra, pp. 23-4; Itti'āz, I, pp. 144, 147, 150, 216. 363年カイロ警察, 364年フスタート警察, 374年徴税責任者という経歴が確認される。警察についてはファティマ朝時代, フスタートの al-shurṭa al-suḥā とカイロの al-shurṭa al-'ulyā が知られている。前者はアラブのエジプト征服以来のもので, 後者はファティマ朝が創設。おそらく前者は一般人民に対してのものであり, 後者は宮廷および政府関係者に対してのものである (Musharrafa, Nuẓum al-ḥukm, pp. 165-6).
- ② 364, 366, 368, 370, 373, 374, 376, 381の各年. Dawādārī, pp. 178, 189, 198, 208, 216, 229; Itti'āz, I, pp. 147, 217.
- ③ Itti'āz, I, p. 130; Zāfir, p. 29.
- ④ Itti'āz, I, p. 282.
- ⑤ Khallikān, V, p. 11; Taghribirdī, IV, p. 122; Athīr, IX, p. 44; Qalānisi, p. 44.
- ⑥ Iṣhāra, p. 25; Itti'āz, I, p. 277.

- ⑦ Ishāra, p. 25; Dawādāri, p. 231.
- ⑧ Ishāra, p. 27; *Khiṭaṭ*, II, p. 3; *Athir*, IX, pp. 44-5; Qalānisi, p. 44.
- ⑨ Itti'āz, II, p. 6; *Khiṭaṭ*, II, p. 14; *Muyassar*, p. 54. 実際の仕事には代理が任命されている。
- ⑩ Ishāra, p. 27; Itti'āz, II, p. 14; *Khiṭaṭ*, II, pp. 4, 285; *Yahyā*, pp. 245-6; Qalānisi, pp. 50, 54.
- ⑪ Itti'āz, II, pp. 72-3; *Khiṭaṭ*, II, p. 286. 参照注②。
- ⑫ Itti'āz, II, p. 76; *Khiṭaṭ*, II, p. 287; *Yahyā*, p. 280.
- ⑬ Itti'āz, II, p. 84; *Khiṭaṭ*, II, p. 287.
- ⑭ Itti'āz, II, p. 85; *Khiṭaṭ*, II, p. 287.
- ⑮ Ishāra, p. 29.
- ⑯ Itti'āz, II, p. 108.
- ⑰ Ishāra, pp. 30-31; Itti'āz, II, p. 93; Qalānisi, p. 57.
- ⑱ Ishāra, p. 33.
- ⑲ Ishāra, p. 29.
- ⑳ Ishāra, p. 33; Itti'āz, II, p. 128; *Khiṭaṭ*, I, p. 354. 東方人軍団 *al-mashāriqa* はトルコ人以外の東方民族 (たとえばダイラム人) からなる軍団であろうか (cf. *Musharrafa*, *Nuzum al-hukm*, p. 171; *Ḥ. Ibrāhim Ḥasan, Ta'riḥh*, p. 301)。
- ㉑ Ishāra, p. 34; Itti'āz, II, p. 128; *Khiṭaṭ*, I, p. 354.
- ㉒ Ishāra (pp. 34-5) には、ハサンの経歴として、ラムラ地方の税務および諸財務→ダマスカス総督 *Manjūtakin* の書記→シリアの監督官 *nāzir* (381年)→軍務庁長官となっている。しかし年代的にみて、これは父サーリアの経歴と混同されていると考えられる。実際 381-2 年のマンジュータキーンのアレッポ攻略の時期に、サーリフも派遣されている (*Taghribirdi*, IV, pp. 117-120; Qalānisi, pp. 40-42; *Mināwi*, pp. 252-3)。
- ㉓ Ishāra, pp. 35-6; *Khalikān*, III, pp. 84-5; Itti'āz, II, p. 101; *Khiṭaṭ*, II, p. 288; *Dawādāri*, p. 313; *Taghribirdi*, IV, p. 248; 本稿74頁。
- ㉔ Ishāra, p. 37; Itti'āz, II, pp. 152, 191; Qalānisi, p. 73.
- ㉕ Ishāra, p. 38; Itti'āz, II, p. 197; *Muyassar*, p. 2.
- ㉖ Ishāra, p. 39; Itti'āz, II, pp. 156, 203.
- ㉗ Ishāra, p. 40; Itti'āz, II, pp. 197, 200, 208; *Muyassar*, pp. 2, 4, 8-9; *Zāfir*, pp. 70, 79.
- ㉘ Ishāra, p. 46; Itti'āz, II, pp. 240, 247-8. ヤーズーリーのワズィール時代には, *diwān Tinnis wa Dimyāt*, *diwān al-ḥāṣṣ* のほか 4 官庁を委ねられていた。そして他の官庁の長官よりも地位は高く, ワズィールの補佐を勤めた。
- ㉙ Ishāra, p. 47; *Taghribirdi*, V, p. 70.

## 一 ワズィール職の推移

多くの史料はファアティマ朝におけるワズィール職の始まりを、カリフファズィーズ時代(三六五—三八六/九七五—九九六年)の *Yazīd b. Kiliis* におくことで一致している。<sup>①</sup> マクリズィーによるとキッリスは「エジプトにおけるファアティマ朝の最初のワズィールで、エジプト、シリア、両聖地(メッカ、メダイナ)、マグリブの全地域の人民、財政、司法などあらゆることの監督をした」(*Khiṭaṭ*, II, p. 286)とある。彼はもとイフシード朝に仕えた有能な財務官僚であったが、ファアティマ朝のエジプト征服(三五八/九六九年)後は、カリフムイッズ(三四一—三六五/九五二—九七五年)のもとで、財務総監督として通貨改革、税収の増大に貢献した。<sup>②</sup> その後ムイッズの政務の補佐を経て、<sup>③</sup> アズィーズによって正式にワズィール職に任じられたが、彼の業

續中もっとも重要なものは内政面の整備であったといえよう。すなわちキッリスは、アズィース庁 *diwān al-'Aziziya*、軍務庁 *diwān al-jaysh*、財務庁 *diwān al-amwāl*、稅務庁 *diwān al-kharāj*、文書庁 *diwān al-sijillat wa al-inshā'*、独占収益庁 *diwān al-mustaghallat* など、一群の中央官庁を設立し、つぎに衣料庫 *khizāna al-kiswa*、宝物庫 *khizāna al-māl*、文書庫 *khizāna al-datīr*、飲料庫 *khizāna al-ashrība* などカリフ財産を管理する制度を整えた。それぞれの官庁には多くの書記官(財務庁には貨幣取扱吏 *yahbadh* も)が属しており、各庫には監督官 *naẓir* がおかれた (Khalaf, II, p. 6)。このような中央集権的機構の新たな整備は、ファールティマ朝統治体制の基礎を確立するものであったが、同時に中央政府の業務を増大、複雑化させ、カリフの補佐として中央政府を統轄する機関を不可欠なものとしたであろう。つまり、集権的統治機構の確立とワズィール職の設置とは表裏一体の関係であり、キッリスが初代のワズィールであったこともゆえなしとしない。

キッリスは三七三年(九八四年)に、短期間ではあるが、ファールティマ朝に降っていたシリアの反乱軍の將 *Aḥfakim* (Aḥfakim) 毒殺の罪を問われて、下獄されている<sup>⑥</sup>。創業の功臣キッリスに対するカリフの信頼はまことに篤いものであったとはいえず、この下獄の事実も、キッリスといえども独裁君主の使用人であり、その自由な任免に服さねばならない存在であったことを示している。

キッリス以後のアズィース時代のワズィールは、いずれもキッリスにくらべて在任期間が短い。彼らはあらゆる政務を統べるといったタイプではなく、中央政府の統轄者としての彼らの役割はとりわけ財政監督であった。ワズィールのカリフに対する影響力も小さく、そのあらわれとして、キッリスの場合、地位を公式に示す「ワズィール」という称号 *laqab* が与えられ、官服 *thiāz* や公式書状に “*wazīr Ya'qub b. Kilīs*” としるすことが許されていたのに対し、彼以後ワズィール職についた人物には、この称号そのものは与えられなかった。

もっとも筆者のみたかぎりの史料では、単にアズィース時代だけでなく、カリフ・ザーヒル時代(四二一—四二七)

一〇二二—一〇三六年)の Jarfarī に至るまで、ハーキム時代(三八六—四一一/九九六—一〇二二年)の 'Alī b. Jarfar b. Fallāh を除いて、「ワズィール」という称号を与えられた者はいない。つまりフアーティマ朝のワズィール職は、'Alī b. 'Umar al-'Addās から al-Hasan b. Saḥīb al-Ruḥbarī まで、イスラム法理論の名称でいえば、wasāṭa, saḥāra (サハラ「仲介」の意の同義語)であり、この間諸史料でもワズィールではなくワサータ、サファーラの名称を用いるのが一般である。

元来イスラム法理論によると、ワズィール職は wizarā taḥwīd (taḥwīd = 委任) と wizarā taḥfīdh (taḥfīdh = 実施) に二大別される。前者にはワズィールの自由裁量による国事の決定、遂行が許されるのに対し、後者はカリフと臣民との間の仲介者 wasatī で、カリフの命令や決定の実施者にすぎない。そして wizarā taḥfīdh の場合、カリフの裁定に共にあずかるならば特にワズィールの名称を用い、そうでないならばワサータ、サファーラの名称がふさわしいとされている。<sup>⑩</sup>

しかしながらこのような分類はあくまでも理論上のものであって、実際問題としてわれわれはワズィールとワースィタ(ワサータの職にある者)の両者を根本的にわかち基準をみいだすことはできない。<sup>⑪</sup>なるほどアズィーズ時代においてこそ、キッリスとその後任者たちとのカリフに対する影響力の差は認められるが、それは明確な権限の規定に由来するものではなく、キッリスの個人的資質によるものと思われる。その後のワズィール(ワースィタ)たちをみても、現実に行使しうる権限を決定するのは、形式的な称号の有無ではなく、政治的事情およびカリフやワズィール(ワースィタ)の個人的資質、力量である。たとえばハーキム治世初期の 'Ammār や Baiḥawān らは、ワースィタといっても大きな権限を有していた。また史料においても、同一人物がときにはワズィール、ときにはワースィタと記されており、両者の本質的機能に区別がないことを示している。<sup>⑫</sup>以上を考えると、ワースィタとは、制度的には、実を有して名を称しないワズィールとみることができ。

さてカリフ・ハーキムは十一歳という幼少で即位したため、国政はワースィタの宰領するところとなった。アンマール



については、ハーキムが即位したとき「彼に国事 *umūr* と監督 *tadīb* が委ねられ、カリフは彼に『子の国家において汝はわが信頼する代理者たるべし』と言った。そしてすべての階層の（宮廷の）人々が彼に服従した」（*Isfāra*, p. 26）とある。<sup>⑭</sup>

ワースィタとなったアンマールは権力を濫用して、自らの出身である *Kutāma* 族の軍人への俸給を増額し、トルコ人軍団や黒人軍団その他への俸給をカットした。しかし結局それはクターマ軍人とトルコ軍人との間の闘争を招いて、混乱のうちアンマールは没落した。<sup>⑮</sup> ついでワースィタに就任したバルジャワーンについても「ハーキムの時代に、エジプト、ヒジャーズ、シリア、マグリブすなわちカリフ支配の諸地域の監督をした」（*Khalīkan*, I, p. 24）とある。彼はビザンツとの十年間の休戦協定の締結、シリアやマグリブへの軍隊派遣など外交、軍事の指揮もとった。<sup>⑯</sup> だが権力の座についた彼は、「協議することもなしに自らの選ぶところのみ実施」し、国事を専断するようになったので、ハーキムの命により殺害された。<sup>⑰</sup>

成長後のハーキムは横暴な独裁君主であり、ワースィタの地位は相対的に低下した。彼らの立場は不安定で、在任期間は短く、バルジャワーンより後のワースィタ十四人のうち七人までが免職と同時に処刑されている。彼らの資産の国庫への没収が、免職や処刑のひとつの目的であったとしても、<sup>⑱</sup> それらの決定はまったくカリフの恣意に委ねられていたものと考えられる。たとえば *Ibn 'Abdūn* の免職の理由は、処刑を恐れて逃亡していた *Huseyn b. Jawhar* をハーキムが呼び戻そうとした際に、フサインが、自分を中傷し害を与えたアブドゥーンが「ワズィール」であるからには決して帰らない、と返答したためとされている。<sup>⑲</sup> ただ注意すべきは、*Qusūnī* や *Ibn al-Furāt* らの極端に在任期間の短い場合は別として、ワースィタの地位は単なる制度上の飾りものではなかったということである。 *Ibn Abī al-Sayyid* 兄弟を例にとると、四〇五年（一〇一五年）ワースィタとなった二人は「税法の」規定 *rusūm* とおりに國家の財政収入をはかり、そのうえ三万ディーナールの増加を毎年国庫にもたらすことを請けあった」（*Isfāra*, p. 30）。彼らの在任期間はたった六十二日間にすぎないが、この記述をみると、彼らの地位はけっして名目的なものではなく、むしろ重大な責任を伴ったことがわかる。

ハーキムについて十六歳で即位したカリフ・ザーヒル治世の前半は、はじめの四年八ヶ月はカリフの伯母(ハーキムの姉 Sitt al-Mulk が国政の実権を握ってワースィタの任免も行い、彼女の死後は少数の高官が国政を壟断したため、ワースィタの権限は大きく制約された。とくに四一四年(二〇三年)ワースィタに任じられた Wazzan は、軍団と財務の監督 (al-nazar fi al-ri'ā' wa al-amwāl) を委ねられたが、ティンニスおよびダシエッタ庁 diwan Tinnis wa Dimyat とハーキミー軍 [務庁] al-jaysh al-Hakimi とスイット・アル・ムルクのデーワーン dawāwīn al-Sayyida の監督は、Abū al-Qāsim al-Jarjārī に委ねられ、ワッザーンにはそれらの監督権がなかった。このジャルジャラーイーについては、「権力はスイット・アル・ムルクのもので、ジャルジャラーイーが彼女の舌であり手であった」(Iftiz, II, p. 138)とあり、実権を握るスイット・アル・ムルクの家政機関の監督として、むしろワズィール以上の権勢をふるったものと思われる。四一五年 muharram 月(二〇四年四月)には、シリアその他の地区との通信、地租課税業務、駅通による書状の提示など、本来ワッザーンの管掌下にあるべきことからについて、二人の官僚が彼をさしおいて監督したため、ワッザーンが三日間出仕を拒否するという事件がおこった。同年 safar 月(同五月)には、クターマ軍務庁の監督権がワッザーンから Mir'ād に移った。Rabi' I 月(同五月)には、駅通庁の長官に、シリアからの決算報告のすべてをシリア庁の長官に(直接)手渡すようにとの命令がだされ、ワッザーンはその監督からはずされた。また「クターマ軍務庁がワッザーンの監督から離れたように、シリア庁において(も)彼の監督から離れて、Munshin b. Bidwās が Muhammad b. al-Jarjārī (Abū al-Qāsim の兄弟) の監査役 zimām であるよう命令された。」スイット・アル・ムルクの死亡した四一五年 jumādā II 月(二〇四年八月)には、最高司令官 al-qā'id al-ajall の称号を有するミッドダードを中心に、アジャミー、ジャルシヤラーイー (Abū al-Qāsim)、ビドワースの四人が、カリフを専断にふけらせる一方では、彼ら以外には誰もカリフに近づけないように謀って、国事を私した。この間ワッザーンをはじめとする他の高官は、二十日に一度しかカリフのもとに行けないというありさまであった。

このようにザーヒル時代前半には、ワズィールの権威はいちじるしく失墜したが、治世の後半、ジャルジャラーイーのワズィール就任によってそれは正常に復し、彼はカリフ・ムスタンシル治世(四二七—四八七/一〇三六—一〇九四年)にわたる十八年間に外の国事を指導した。シリアにおいては、Anush takin al-Dizbiri を派遣して、Salih b. Mirdas と Hasan b. al-Jurrah の勢力を駆逐し、<sup>④</sup>ビザンツに対しては、四二七年(一〇三五—一〇三六年)および四二九年(一〇三七—一〇三八)に休戦協定を締結した。<sup>⑤</sup>四二七年 sha'ban 月(一〇三六年六月)、ムスタンシルがわずか七歳で即位するにあたっては、ジャルジャラーイーは、宮廷の人々に忠誠の誓いをさせ、軍隊には俸給、下賜物を与え、よく秩序を保った。<sup>⑥</sup>彼は財政面においても有能であり、その死に際して、国庫には支出用に百七十万ディーナールが貯えられていた。<sup>⑦</sup>

しかし、偉大なワズィールの死は中央政府内の権力動向に大きな影響を及ぼした。すなわち四三六年(一〇四五)年、ワズィール職には al-Fallah が任命されたものの、国政の実権はカリフの母后と彼女のディーワーンの長官 Abu Sa'd al-Iustari が握ったのである。<sup>⑧</sup>それは「国家におけるアブー・サアドの影響力は伸長し、そのためファッラーヒーには、ただ(ワズィールの)名称と若干の(命令の)実施をのぞいて、まったく命令し禁止する権限がなかった」という状態であった。この間諜史料には興味深い記述がみられる。たとえば「(ジャルジャラーイーが死ぬと)、母后は国家を支配し、(以前の)彼女の主人アブー・サアドをワズィールに任用した。そしてムスタンシルはファッラーヒーをワズィールに任命した」(Muyassar, p. 14)とある。<sup>⑨</sup>アブー・サアドの公式の地位は、母后のディーワーンの長官 mutawalli divan umm al-khalifa であり、もちろん中央官制上正式に認められたワズィールではない。にもかかわらずこのような表現があるのは、当時の国政運営の実権が母后とサアドの側にあったからにはほかならない。事実ファッラーヒーがワズィールに任じられると、サアドは彼の監察 *ishraf* に任じられている。<sup>⑩</sup>つまり二人のワズィールが並立しているのではなく、実権を握る母后の私的家政機関の監督は同時に、政府のワズィールの上位に立つ、国家の監督者でもあったのである。<sup>⑪</sup>サアドの圧迫に対してファッラーヒーは、トルコ軍人を煽動して、彼を殺害させるが(四三九年 jumada 1 月/一〇四七年一〇月)、<sup>⑫</sup>自身も怒った母

后によって免職され処刑された。<sup>⑧</sup>

その後サアドの後任には Abu Muhammad al-Yazuri が、ファッラーヒーの後任には Abu al-Barakat がそれぞれつくが、彼らの関係はサアドとファッラーヒーの関係と同じである。たとえば「カリフがワズィールの召喚を望む時には、ヤズーリーがカリフの前に控えるようになった。ちょうどアブー・サアドがファッラーヒーに対してそうだった(中略)それからワズィールが召喚され、ワズィールは国事について自分の意図するところを奏上する。それに対して答えるのはヤズーリーだけである(中略)ワズィールはカリフに対してというよりも、むしろヤズーリーに国事の奏上をしているようなものであった」(Tutizaz, II, p. 203) とある。バラカートの後任のワズィータ Sa'id b. Mas'ud に対しても、ヤズーリーは同様の立場であり、カリフの前に召喚して彼が命令を下した。<sup>⑨</sup>

ジャルジャラーイーの死以来続いた、母后側近が権力を握るという変則的状况も、ヤズーリーのワズィール就任によって終ったが、それは同時にヤズーリーへの名実ともな権力の集中となった。彼は母后のディーワーンの長官として実質的に国政を左右する地位に加えて、ワズィール職、司法長官、宣教長官の地位をも獲得したのである。ことにワズィールが司法長官および宣教長官を兼任したのは彼が最初である。ヤズーリーは四四六年(一〇五四―五年)の穀物政策<sup>⑩</sup>にみられるように、内政的にも秀れた手腕を発揮したが、とりわけ対外問題において積極的な対処をみせた。イフリーキヤにおいては、四四三年(一〇五一―二年)ファアティマ朝の宗主下を離脱したズィーリー朝の Mur'izz b. Badis を、アラブ遊牧部族によって征討した。<sup>⑪</sup> シンリー島では、ヤズーリーの送った総督によって、島の有力家の排除に成功した。またヌビアへは軍を派遣して、エジプトへの貢納を二倍にし、<sup>⑫</sup> ヒジャーズについては、従来年間十二万ディーナールだったメッカへの支出を二十万に増額した。<sup>⑬</sup> 四四八年(一〇五六―七年)には、イラクで反乱を起した al-Basasiri に巨額の援助を送り、ために国庫は空になるというほどであった。<sup>⑭</sup> しかしながらこのように権勢を誇ったヤズーリーも、セルジューク朝のトゥグリル・ベクと通謀した嫌疑で逮捕され処刑された(四五〇年 Muharram 月/一〇五八年二月)。<sup>⑮</sup>

ヤーズリーリの逮捕からバドル・アル・ジャマーリーリの登場(四六六/一〇七三年)までの期間は、ワズィールの権威がもつとも凋落した時期である。この間、十九人の人物がワズィール職についたが、Ibn al-Maghribi を除き在任期間はきわめて短く、長い者で数ヶ月、在任数日というのもまったく珍しくない。そのうえ同一人物が何度も任命されているのが特徴で、二回以上任命された者は八人、Ibn Kadina などは七回任命されている。司法長官との兼任も多いが、任免のひんばんさはカーディーもワズィールと同様である。ヤーズリーリの死後日常茶飯化した宮廷内の讒訴がこのようなワズィールのひんばんな更迭のひとつの原因であったが、乱脈な政局はワズィールの在任期間の短さとあいまって、中央政府の諸軍団に対する統制力の欠如となってあらわれた。諸軍団が地方に割拠して抗争したため、中央政府の租税収入は減少し、政府からの俸給によって維持されるべき軍団が、首都や地方を略奪するという悪循環がおこった。とりわけ四五四年(一〇六二年)から本格化したトルコ人軍団と黒人軍団の武力抗争は、エジプト全土を略奪と暴行にまぎこみ、農村を荒廃させた。<sup>⑤</sup>四五七年(一〇六四―五年)から四六四年(一〇七一―二年)にわたる大飢饉は荒廃を決定的にした。国家機能は事実上麻痺し、直接自らの立場を支える軍事力をもたぬワズィールは、過大な俸給を要求しては略奪にはしる軍団に対して、何らの統制力ももてえなかった。<sup>⑥</sup>四五九年(一〇六六―七年)ワズィールに任じられた Ibn Zuhur などは、軍隊が俸給を要求するのに対し、一応の約束を与えて彼らを鎮静させた後、逃亡するというありさまであった(在任数日)。治安の回復は強力な軍事力に頼る以外になく、ムスタンスィルはシリアからアルメニア人軍団長バドル・アル・ジャマーリーリを招聘した。混乱はバドルの武力によるいわばエジプト再征服というようなかたちで收拾され、彼はワズィール職に就任した。だが彼とその子 Afdal との約半世紀に及ぶ独裁は、その後のワズィール職の性格を決定的に変貌させてしまうのである。

以上、大略設置以来のワズィール職の推移をみたが、時期によって専権化する場合もあれば、権限を制約される場合もあり、ワズィールの有した政治的実権は一様でない。また彼らの地位も不安定である。彼らはカリフ側の自由な任免、処

罰に服し、有力で在任期間も長いワズィールも存在するが、概して在任期間は短い。しかしながら、政治的実権の強弱や地位の不安定というような現象の一方で、表にもみられるように、ワズィール職が設置以来常設であったという一貫した事実もまた見落してはならない。しかも重要なことは、たとえ一時的にワズィールの権限が制約されることはあっても、それによってワズィール職そのものが現実的機能を失い、虚設化してしまうこともなかったという点である。なるほどスイット・アル・ムルクやムスタンスィルの母后のデーワーンの長官は、ワズィールをしのぐ権勢を有しはしたが、それらの私的家政機関がワズィール職にかわる永続的機関となったわけではない。ジャルジャラーイー、ヤーズリーイーの例をみてもわかるとおり、ワズィール職の弱体の時期は、むしろ新たに有力なワズィールが出現することによって終っているのである。つまり、事実上国家機能の麻痺してしまつた混乱期は別としても、前半期を通じてワズィール職は、中央行

政を統轄するうえで客観的に不可欠な、唯一の永続的機関であつたといえる。それでは前半期におけるワズィール職にはどのような共通した特徴や性格が認められるであろうか。次節ではそれをワズィールの経歴面から検討してみよう。

- ① Zahn, p. 38; Mu'yassar, p. 52; Ihtizāz, I, p. 293; Khitāf, I, p. 439. II, pp. 6, 284; Suyūfī, II, p. 201; Subh, III, p. 483; Ishara, p. 19.
- ② Fischei, *Jews*, pp. 47-51; Khalīlean, VI, p. 26; Ishara, p. 19; Galanisi, p. 32.
- ③ Fischei, *Jews*, pp. 53-56; Mu'yassar, pp. 45-6; Khitāf, II, pp. 5-6; Ihtizāz, I, pp. 144, 146-7; 三十三回月報 muharram 月(九七三年)「キムシムニ Ustaj b. al-Hasan 氏「地租、財政収入全般、経済檢察 hisba、港の関税 sawahil 十分の一税、人头税、寄進財産 abbas、相続財産 mawarīth、警察、およびシムニと他の全地方にわたる関するすべて」が委ねられた。
- ④ Ihtizāz, I, p. 225; Khitāf, II, p. 6.
- ⑤ イベトニス汗はカリニ=イベトニス個人にかかわる家政機関と思われ、その実態は不明。軍務庁は軍馬や兵員の管理および兵員の俸給をもちこつた(Khitāf, I, pp. 401-2; Subh, III, pp. 492-3)。文書庁は diwan al-rasā'il 軍務 diwan al-mukatabat al-rasā'il 地方や外国から中央政府に送られてくる文書、通信を処理し、中央から出される文書を作成する機関(Khitāf, I, p. 402; Subh, III, pp. 490-2; Ibn al-Sayrafī, *Qarān diwan al-rasā'il*, (ed.) 'Ahi Bahjat, Cairo 1905. たゞこのテキストは入手できなかったため仏訳を利用した。H. Masse, (tr.), Ibn El-Garnafī, *Code de la Chancellerie d'État*, BIFAO, XI, pp. 65-120)。税務庁と財務庁の關係はちと

からなる。従って後述の論議を( cf. Khitāf, I, pp. 400-1; Subh, III, pp. 493-6)。或は又後に述べる Mushtarafa, *Nuzum al-jahm*, pp. 206-7 における「タマシヤ」は天然炭酸ソーダの採掘者より販売「カリ」の所有である都市の貧民店舗・倉庫「カヌ」が儲かるとの國家独占の戻権をめぐってなされたものである( cf. Subh, III, p. 496)。  
本館庫は既述の織物やマニンの衣服、貨物庫は金や货币、飲料庫は飲料、薬品、皮革等を管理した( Subh, III, pp. 475-8)。本館庫は Subh のシラフ中の「カヌ」が徴税や買付関係の種々の記録簿、daftar を保管したものである。

⑨ Fischel, *Jews*, pp. 58-9; Qalanisi, p. 21; Ishāra, p. 21; Ittī'āz, I, p. 262; Khitāf, II, p. 6; Zāfir, p. 38; Khalkikan, VI, p. 31; Yahyā, pp. 206-7.

⑩ 本館へ大蔵<sup>カ</sup> Zāfir, p. 40.

⑪ Zāfir, p. 39; Ishāra, p. 21; Ittī'āz, I, pp. 262, 293; Khitāf, II, pp. 6, 284; Mu'yassar, p. 52.

⑫ Ishāra, p. 30; cf. Mirāwi, p. 36.

⑬ al-Māwardi, *al-Ākhbār al-Sultāniyya*, (ed.) M. 'Abd al-Qādir, Cairo 1298 H., pp. 21, 25.

⑭ M. A. Shaban, *Islamic History A. D. 750-1055*, Cambridge 1976, p. 200 以下「トーン」を時鐘の鐘聲を意味する「鐘」トーンへの誤写であると云ふが、その語を「トーン」は誤であると考へる。

⑮ al-Faḍl Ja'far b. al-Furāt (Ishāra, p. 30; Zāfir p. 61); 'Alī b. Ja'far b. Fallāh (Ittī'āz, II, p. 110; p. 114); 'Ammār b. Muḥammad (Ittī'āz, II, p. 128; Khitāf, I, p. 354); Musā b. al-Ḥasan (Ittī'āz, II, p. 129; Khitāf, I, p. 354); Mas'ūd b. Fāhir al-Wazzān (Ittī'āz, II, p. 132; p. 136); al-Ḥasan b. Sālih al-Ruḍbarī (Dawādārī, p. 320; p. 321).

⑯ cf. Ittī'āz, II, p. 6; Mu'yassar, p. 54.

⑰ Mu'yassar, p. 55; Ittī'āz, II, pp. 11-13; Yahyā, pp. 243, 245; Qalanisi, pp. 45, 48-9.

⑱ Qalanisi, pp. 50, 54-5; Aḥir, IX, p. 45.

⑳ Ittī'āz, II, pp. 25-6; Mu'yassar, p. 55; Qalanisi, p. 55.

㉑ Faḥd b. Ibrāhīm, Qushḥrī, al-Ḥuseyn b. Fāhir al-Wazzān, Ibn Abī al-Sayyid 氏著 ' Ibn al-Furāt, Sa'īd b. 'Īsā b. Nasfuri.

㉒ 本館へ大蔵<sup>カ</sup>

㉓ Ittī'āz, II, p. 84; cf. Yahyā, pp. 289-93.

㉔ rijāl 一箇句を解説した(註)四十五年「トーン」貨物庫に diwān al-kutūmiyyin の設置權をトーンとその Mi'qdād 兄弟が占め、トーンと Mi'qdād 兄弟の被逐した al-Asyūṭī 句 al-Fallāhī 兄弟に、" tusulima diwān al-kutūmiyyin min al-amir Shams al-Mulk [Mas'ūd b. Fāhir] al-Wazzān, wa rudda al-naẓar fi-hi ilā al-qā'id 'Izz al-Dawla Mi'qdād fa-istakhdama fi taḍbir amwāl-hi Abā al-Yusr Ištākūr b. Minā al-Asyūṭī shirka (tan) bayna-hu wa bayna Sadāqa b. Yūsuf al-Fallāhī al-yahūdī al-wāfīd, wa nazara huwa fi amr rijāl-hi wa fi al-tawqī' fi ayyām-him " (Ittī'āz, II, p. 141)。同書中の「rijāl」は「兵隊」の意味である。註四十八年のシャルシヤトーンへのトーン在位文書中に、諸臣のトーンと rijāl al-dawla を兼語した( Shāhyā'l-Majmū'a, pp. 137, 319; Qalanisi, p. 82)。㉕ Subh, III, p. 486 以下「トーン」zamm al-rijāl とその被逐の條をめぐって設置をめぐっての rijāl の諸臣の語句が用いられた。

- pp. 172-3) jaysh al-Falimi がノーマーティヤ朝諸軍団のラヒヤの創設したもので、dawān al-Sayyidān とクマート・ムルト・ムルタの私的家政機関。
- ② Ithāz, II, p. 136. 二人の官僚は二人の al-sharif al-'Ajami の一人に Abū Talīb al-Fāsani al-'Ajami al-Qazwī (Ithāz, II, p. 148)。
- ③ Ithāz, II, p. 141.
- ④ ibid. ムルトースは國庫長官 (Ithāz, II, p. 142)。シヤンシヤローはシヤンシヤロー長官である。
- ⑤ Ithāz, II, p. 148; Khitat, I, p. 354. ナマクーンはシヤンシヤロー長官 qadi al-quḍā' 國庫長官 da'ī al-du'a' 大臣長官 shāhīb al-mizalla (祭礼式典にちなむカリフの儀仗) 持参、高級武官。Subh, III, p. 483; naqīb nuqaba' al-Falbiyyīn (高僧ノーマーティヤ朝カリフの祖先マリーの父 Abū Talīb の子孫) の長。Subh, III, p. 485)。
- ⑥ Ishāra, pp. 36-7; Zāhir, pp. 63-4; Ithāz, II, pp. 178, 289; Qalamisi, pp. 73-4.
- ⑦ Ithāz, II, pp. 182, 187.
- ⑧ Ithāz, II, pp. 184-5; Tagħribirdi, IV, p. 254.
- ⑨ Ithāz, II, p. 196.
- ⑩ ニタヤ人アブー・サブドは、カリフ・ザーヒルの御用商人で、ムスタンスィルの母は彼がザーヒルに売った黒人女奴隷である。ムスタンスィルの即位後、母后はサブドを側近にして高貴地位につけたが、シヤルシヤローの存命中は、サブドは彼を恐れて「心中に抱えて」ることを恐らわすことができなかった (Muyassar, pp. 1, 13, 14; Ithāz, II, pp. 191, 195; Khitat, I, p. 424; Tagħribirdi, V, p. 19; Aḥir, X, p. 30; Ishāra, p. 38; Fischel, *Jews*, p. 68 ff.)。
- ⑪ シヤンシヤローの死後、ムスワールは妻 al-Fāsan b. 'Alī al-Anbārī が任命されたが、カハドの妨害で結局実現しなかった。カハドの母后の進言で、新しい任命されたのがマラーユーである (Khitat, I, p. 424; Ithāz, II, pp. 190-1)。
- ⑫ Muyassar, p. 1; Ithāz, II, p. 195.
- ⑬ cf. Tagħribirdi, V, p. 19; Ithāz, II, pp. 266, 293, 332; Aḥir, X, p. 30.
- ⑭ Ithāz, II, p. 191; Khitat, I, p. 424.
- ⑮ cf. Fischel, *Jews*, pp. 82-4.
- ⑯ Ithāz, II, p. 195; Muyassar, pp. 1-2, 14; Ishāra, p. 38; Aḥir, X, p. 30; Tagħribirdi, V, p. 19.
- ⑰ 年長は語史簿を思ふが、945-6 年三九年免職、四四〇年 muḥarram 月池刑 (Ishāra, p. 38; Ithāz, II, pp. 196, 203; Muyassar, pp. 2-3, 31; Zāhir, p. 78; Dawādārī, p. 357; Aḥir, IX, p. 206; Khitat, I, p. 425; Tagħribirdi, V, p. 19)。
- ⑱ Ishāra, pp. 38, 40; Ithāz, II, pp. 197, 200; Muyassar, p. 2, Muyassar, p. 9. ヴォヤーク・モーマーは「母后のムスワール」である。
- ⑲ Ithāz, II, p. 210.
- ⑳ Ithāz, II, pp. 212, 236 332; Muyassar, pp. 5, 8, 32; Zāhir, p. 78; Dawādārī, p. 360. 司法長官 就任は四四一年 muḥarram 月 (Ithāz, II, p. 208; Khitat, I, p. 355; Muyassar, p. 4)。
- ㉑ この年ナイルの増水不足により、穀物が不足し、価格が騰貴した。穀物商人たちは、先物買ひによって、収穫された小麦を独占していたが、マースローはそれを買ひあげ、一袋あたり価格を八マディーナから三マディーナに上げた (Ithāz, II, p. 226; Ishāra, p. 43)。
- ㉒ Ithāz, II, pp. 212-18; Zāhir, pp. 69-71; Muyassar, pp. 5-6;



Aḥir, IX, pp. 211-12; Iṣḥāra, pp. 41-2.

③ Iṭṭī'āz, II, pp. 221-2.

④ ibid.

⑤ Iṭṭī'āz, II, p. 304.

⑥ Iṣḥāra, p. 44; Iṭṭī'āz, II, pp. 232-3; Mu'yassar, p. 8; Taḥrīr-  
birādi, V, p. 11.

⑦ Mu'yassar, p. 8; Iṭṭī'āz, II, pp. 236-7; Iṣḥāra p. 45; Aḥir,  
IX, p. 238.

⑧ Mu'yassar, pp. 32-3; Iṭṭī'āz, II, pp. 332-4; Iṣḥāra, pp. 46-54.

cf. Mināwī, pp. 307-11. カネーン<sup>⑨</sup>の任命回数<sup>⑩</sup> Iṣḥāra, p. 51 及び  
五回<sup>⑪</sup> Mināwī, pp. 262-70, 308-11 及び十四回<sup>⑫</sup>となつてゐるが、  
これは司法長官に任命された回数を含まれてゐるのではなかつたか。  
cf. Mu'yassar, p. 23.

⑨ 𐤎𐤏𐤍𐤏𐤓 Iṭṭī'āz, II, pp. 268, 270; Mu'yassar, pp. 14-16 参照。

⑩ Iṭṭī'āz, II, p. 262; Khitāt, I, p. 356. カネーン<sup>⑨</sup>の任命回数<sup>⑪</sup> 一日八百  
通の訴願書が届いたと云ふ。

## ニ ワズィールの経歴

ファティマ朝前半期のワズィールの経歴を調べると、その多くが文民官僚であつたことが確認される(表を参照)。こ  
れは前半期のワズィール職の特徴で、後半期のワズィールがすべて軍人出身であつたのとは著しい対照をなす。

文民官僚の中でワズィールへの上昇コースがよくわかるのは、カリフ<sup>⑬</sup>ザールヒル時代の Musa b. al-Ḥasan<sup>⑭</sup>、ジャルジ  
ヤラーイー、ムスタンシル時代のサーイド・ビン・マスウードである。他はワズィール就任の一段階あるいはせいぜい  
二段階前の役職が確認されるにすぎないが、これらの者の経歴も前記三人とさほど異ならないであろう。してみると、前半  
期のワズィールの大部分は、地方や中央で官僚としての訓練をつみながら累進し、中央官庁の長官を経てワズィールに就

⑨ Iṭṭī'āz, II, pp. 262-3, 278, 299-300; Mu'yassar, pp. 33-4; Zāfir,

p. 74; Khitāt, I, p. 356. 軍団の割拠状況<sup>⑩</sup> Lawāta 族 (ムスリム)  
ムスリム軍団はムスリム、黒人軍団はエトシミア<sup>⑪</sup>、トルコ人軍団  
はトルコ人である。

⑩ Khitāt, I, p. 335 ff.; Iṭṭī'āz, II, pp. 265-67; Mu'yassar, pp. 13-  
14; Aḥir, X, pp. 30-33.

⑪ Khitāt, I, p. 337; Mu'yassar, p. 34; Iṭṭī'āz, II, p. 300.

⑫ 4千人軍団の経歴<sup>⑬</sup> 従来6万額2万8千ネーン<sup>⑭</sup>の大  
○<sup>⑮</sup> 及び四十万ネーン<sup>⑯</sup>と推定した (Iṭṭī'āz, II, pp. 275-6, 278;  
Khitāt, I, p. 336; Taḥrīr-birādi, V, p. 81)。

⑬ Iṣḥāra, p. 54; Dawādārī, p. 386.

⑭ ユズルは四五五年と四五八年にマメンクス総督になつた。カリ  
フの招請を受けたムスリム<sup>⑮</sup> マナを支配した (Galānisi, pp. 91-  
3; Khitāt, I, p. 381; Iṭṭī'āz, II, pp. 268, 272; Iṣḥāra, p. 55;  
Mu'yassar, p. 30; Khalīkān, II, p. 160)。

⑮ Khitāt, I, p. 382; Mu'yassar, pp. 23, 30; Iṣḥāra, p. 56.

任した職業的専門官僚であったといえよう。これはもちろん、集権化されて業務の複雑化した中央政府の統轄者のみならず、熟練した技術や能力が要求されたためである。彼らのうちでも特に多いのが財務官僚であり、中央政府の業務における財務の比重の大きさを示している。<sup>①</sup> アズィーズ時代のキリスや Ibn al-Furāt は、征服直後の統治体制確立期にあって、前王朝ですでに能力証明済みの官僚として財務監督に登用されたものと思われる。<sup>②</sup> その他徴税官は言うに及ばず、シリア庁、税務庁、支出庁、軍務庁、国庫、軍団の監察、いずれも財務官庁または財務関係機関である。<sup>③</sup>

もっとも前期においても、少数ながら軍人出身のワズィールが存在することもまた事実である。しかし後期のワズィールが、率いる軍団の実力を背景に、ときには武力闘争によってワズィール位につき、「劍のワズィール *wazir sayf*」と呼ばれて大きな権力と特別の地位を有したのとは異なり、<sup>④</sup> 前期の場合は、軍人出身であるからといって特別の地位、権力を有してはいなかった。最高司令官 *qa'id al-quwwad* の称号を有する軍人ワズィータ *Salih b. 'Ali al-Ruzbāri* が免職されると、「彼のかわりにキリスト教徒書記イブン・アブドゥーンが任命された。彼はサーリフ同様ハーキムにかわつての（文書への）書き入れをし、またサーリフのつとめていた監督に携わつた」(*Truiz. II, p. 81*)とあるように、ワズィータ（ワズィール）としての基本的役割は、軍人出身者も文官出身者と変わるところがないのである。そのうえ軍人のワズィールの場合、必ずしも複雑な財務や書記術に長じているわけではないためか、しかるべき補佐の任命されている例が認められる。イブン・アンマールは *Abū 'Abd Allāh al-Mawṣilī* に文書の口述筆記をさせ、<sup>⑤</sup> 訴願書受理および訴願に対する政府命令の書き入れについて、彼を代理に任じている。<sup>⑥</sup> このマウズィリーは文書庁の書記である。フサイン・ビン・ジャウハルとともにワズィータに任命されたキリスト教徒書記 *Fahd b. Ibrahim* も、フサインの補佐として訴願書への命令の書き入れをしている。そしてファフドが処刑されると、かわりに *'Alī b. 'Umar al-'Addās* が補佐に任じられているが、<sup>⑦</sup> 彼はアズィーズ時代に、ワズィータとして主として財務を委ねられた人物である。

ワズィールの経歴にみられる第二の特徴は、キリスト教徒官僚の存在である。もちろんキリスト教徒官僚は、フアーテ

イマ朝に限らず中世イスラム世界の諸国家において、その存在が認められる<sup>⑧</sup>。しかしファーターイマ朝前期におけるキリスト教徒のワズィータの存在は、実はこの王朝の前期と後期のワズィール職の性格のちがいを裏づけるがかりとなるもので、ここでその考察をしておきたい。まずムヤッサルの年代記 (p. 76) にそれを如実に示す記述がみえる<sup>⑨</sup>。事件は後期に属するが、カリフ・ハーフィズ (在位五二四—五四四/一三〇—一四九年) の二人の息子 Haydara と Hasan の対立による内乱が一段落した五二九年 Jumada II 月 (一三五年四月)、ハーフィズは下エジプトのアル・ガルビーヤ総督のアルメニア人軍団長 Bahām をワズィール職に任じた。そして彼がキリスト教徒であるにもかかわらず、「イスラムの剣、諸君主の王冠 (sayf al-islam taj al-muluk)」の称号を授けた。このカリフの処置に対して側近は誰も賛同しなかった。その理由は、(1) 彼はキリスト教徒である。したがってムスリムは彼を受けいれない。(2) 祝祭日にカリフが説教 *khutba* を読みあげるとき、ワズィールはカリフと共に説教壇に登り、カリフと人々をへだてる幕を閉じるという役割を勤める (したがってキリスト教徒はふさわしくない)。(3) バドル・アル・ジャマリー以来、カーディーはワズィールの代理である。そのことは地方へ送達される公文書や婚姻証書にも記される (したがってキリスト教徒はふさわしくない)。以上の三点であった。これに対してカリフは「説教壇にあることについては、司法長官を彼の代理に任命し、司法関係の公文書については、バドル以前のよう、カーディーがワズィールの代理であるということを書き記す必要はない」として、彼をワズィール位につけた。

ところで前期には、キリスト教徒官僚のワズィータへの任命について、このような問題は生じていない。それは、ワズィールの基本的役割は行政実務の分野にあり、宗教典札上の勤めや司法は、ワズィールの管掌外のこととみなされていたからにはかならない。事実、前期のワズィール、ジャルジャラーイーの任命文書には、司法や宣教に関する特別の権限は何ら言及されていない<sup>⑩</sup>。またマクリーズィーによると、

ワズィールが軍人であった時期には (ファーターイマ朝後半期には)、彼は司法を代理の者に委ねた。このことはバドル・アル・ジ

「ヤミーリーの時代から始まった。カリフが独立していた時期には（「ファアティマ朝前半期には」）カリフは司法を司法長官に委ねた（*Khifat*, I, p. 403）

とある。事情は宣教に関しても同じで、<sup>⑧</sup>要するに後期においては、司法長官も宣教長官もワズィールの代理であり、彼らの任命権もワズィールが握ったのに対し、前期においては、キリスやヤズブリーのような例外はあったにしても、<sup>⑨</sup>原則的に、ワズィールは司法や宣教についての権限を有さなかった。

以上経歴面からの考察によって、前半期のワズィール職の大部分が文民の職業的専門官僚によって占められ、その管掌範囲も、原則として、行政の分野に限定されていることがわかった。そこで次節ではワズィールの職掌について検討し、彼らが具体的にどのような機能を果たしていたのかをみてみよう。

- ① 本稿第三節参照。
- ② ノラートはエジプト征服軍司令官 Jawhar によって財務総監督に任じられていた（三六一—九七一年）。Zahr, p. 29; Itri'az, I, p. 130. カリフ・ムイヌッディン・マインロウは三六二年 ramadân 月（九七三年六月）。Yahya, p. 144; Zahr, p. 25; Itri'az, I, p. 134.
- ③ 本稿七四—七八—九一頁。
- ④ *Khifat*, I, p. 440.
- ⑤ Itri'az, II, p. 6; Myassar, p. 54.
- ⑥ Suyuti, II, p. 232.
- ⑦ Itri'az, II, pp. 29, 44; Myassar, p. 56; *Khifat*, II, pp. 14-15, 285-6; 本稿八九頁。
- ⑧ A. S. Triton, *The Caliphs and their Non-Muslim Subjects*, London 1930 (1970), p. 18 ff.
- ⑨ cf. M. Canard, *Un vizir chrétien à l'époque fatimite*, *AIEO*, XII (1954), pp. 97-99.

- ⑩ ファアティマ朝では祝祭にともなう儀式典礼は整然と確立した年中行事であり、後期のワズィールはその中で重要な役割を勤めた。Canard, *Le cérémonial fatimite et le cérémonial byzantin, Byzantion*, XXI (1951), p. 396 ff.; Canard, *La procession du nouvel an chez les Fatimides*, *AIEO*, X (1952), pp. 364-98.
- ⑪ 本稿八五頁。
- ⑫ これに対して、後期のカリフ・ファアリス（在位五四九—五五五—一一五四—一一六〇年）のワズィール 'Ala' b. Ruzsik（在任五四九年 rabî' I 月—五五六年 ramadân 月—一一五四年六月—一一六一年九月）の任命文書には「汝はカリフの軍隊の指揮権、カーディー（國家に）従う支持者たちの導きにつづいての統御を委ねる」と明記をなしてゐる（Shayyal, *Majma'at*, p. 346; Suyuti, II, p. 211）。
- ⑬ *Khifat*, I, p. 440.
- ⑭ 本稿七〇—七六頁。

### 三 ワズィールの職掌

前半期に実際に書かれたワズィール任命文書で史料に記載が残っているのは、筆者の知る限り、ジャルジャラーイーに對してのものが唯一である。それにはワズィールの地位が次のように規定されている。<sup>①</sup>

カリフは汝にワズィール職を委ねる。汝をカリフとカリフの支持者、宣教の援助者、地方総督、諸官庁の書記官、その他すべての臣民との間の仲介者 *wasit* に任じる (Galansiri, p. 81)。

また文書はワズィールに對して、国政の最高の監督者として、とくに次の三点について注意を促す。<sup>②</sup>

(1) 「軍政」諸軍団 *ḥiāl dawla* に對する監督。彼らが常に満ち足りて規律正しい健全な状態にあるように、最大の注意をはらわねばならぬ。なぜならば彼らはイスラムの騎兵であり、人類の砦であり、カリフの援助者であるから。

(2) 「民政」中央および諸地方の一般住民に對する監督。「カリフは汝に、彼らのうちで善い統治が為されているか、監視することを命ず。」住民は不当に取扱われてはならず、圧制的な総督 *ḥakīm* には解任を命じて、彼による危害と不名誉をたちきらねばならぬ。

(3) 「財政」諸官庁および諸徴税区における財務監督官 *al-nazirun fi al-amwal* について。彼らが不正を働かぬようワズィールは監視すべきである。とりわけ官吏の収賄には気をつけねばならぬ。

以上の「仲介者」としての機能および財政、軍政、民政における監督は、カリフのワズィールに對する期待を示していると同時に、ワズィール職に對する客観的な要請ともみることができるといえる。そこでこれらの要請に對して、実際にワズィールがどのように機能し、どのような職務を担当したか、以下順次考察をすすめる。

「仲介者」としての規定からは、ワズィールの職掌を、ワズィールとカリフの関係およびワズィールと臣民との関係で把握することができる。

カリフとの関係においては、ワズィールは第一にカリフ命令の具体的な執行者として機能した。三七七年 *dhū al-rijā* 月（九八八年三月四月）、フスタートの市場のある商人が殺害されて金を奪われた。フスタート警察 *al-ḥimā al-sūḥā* 長官の配下 *ḥāḍim* は、商人たちの子弟やその市場周辺に住む者を逮捕した。これに対し人々は、ラシーク自身が犯人であると非難し、カリフのアズィーズに訴願した。アズィーズはワズィールのキッリスに対し、その事件をよく調べ、國家のこの恥辱をすぐくこと、真犯人に復讐すること、警察には神を恐れる正しい人物を任命することなどの指示を訴願書裏面に書き入れた。この指示を受けてワズィールはラシークを警察の仕事から罷免した。<sup>⑤</sup> 史料には、ワズィールがこの事件をどのように解決し、ラシークの後任に誰を任命したかは記されていないが、すくなくとも、ワズィールはカリフのいくぶん抽象的な命令を具体的に実施する立場にあったことがわかる。こうした事例は他にもある。ハーキムは街頭で民衆からの訴願を受けると、その場でその訴願に対する処置を、ワズィールへの指令書として従僕に書かせた。<sup>④</sup> またゲニザ文書中にみいだされたムスタンシル時代の一通の訴願書には、ワズィール、アブー・アル・バラカートが「わが主（『ムスタンシル』のしもべ（『バラカート』）は、（カリフから）出された高貴な命令に従った」と書き入れている。<sup>⑤</sup> いずれの場合にも、ワズィールはカリフの命令を受けて、それを具体的に実施する、もしくはさらに下位の者に命令を出すという機能をはたしていたといえるであろう。

もっともあらゆる場合において、常にワズィールがカリフの指示をあおいだとは考えられない。ワズィールは種々の案件処理や政令の決定および実施にあたって、カリフの代行として自らの権限で裁可することもあった。それを示すものとして、ワズィールがカリフに「かわって署名する (*waqqa, an*)」という行為があげられる。文書への署名は標語でなされ、ファアティマ朝カリフの場合、その標語は “*al-hand li-llah rabb al-‘ālamīn*”（全世界の主たる神に賛美）であって、これは歴代カリフ共通のものであった。<sup>⑥</sup> ワズィールや各官庁官吏も署名用に各人固有の標語を使用した。<sup>⑦</sup> そこでワズィールについてみると、*Ammār b. Muḥammad* はハーキムにかわって署名したが、その際の標語は “*al-hand li-llah*

rabb al-'alamīn” すなわちカリフの標語であった。<sup>⑧</sup> したがってこの場合、ワズィールはカリフにかわってカリフの署名をしたわけで、その点ワズィールは単なる代筆者にすぎなかったと考えることもできるかもしれない。しかし、ワッザーン (Huseyn b. Tahir) の場合、「彼のハーキムにかわっての署名は : al-hand li-lah wa 'alay-hi tawakkulh” (神に賛美、神こそわが信頼するもの) であつた<sup>⑨</sup>」とめるから、彼はカリフにかわって自分の署名をしたのであり、カリフの代行として署名による最終裁定権を有していたと考えられる。ただ : waqqa'a : には、文書に「命令を書き入れる」という意味もある。例を示そう。ワースィタ職がフサイン・ビン・ジャウハルからルーズバリーに移ると、「ルーズバリーは宮殿内のフサインの(以前の)席につき、ハーキムにかわつて(命令を)書き入れた。臣僚 awliya' やすべての官吏たち muta-sarifin が彼らの訴願書や彼らの状態(についての訴え?)をルーズバリーに提出した。彼はハーキムの命令を実施して、ハーキムには必要なことを報告した」(Tut.az, II, p. 73)。この記述の意味するところは、臣僚や官吏たちの訴願に対し、ワースィタがカリフの代行として回答し、カリフへの報告が必要と思われる場合には、事情説明の報告をしたということである。他に : waqqa'a 'an al-Hakim : という記述の見えるイブン・アブドゥーンや Zur'a b. Nastiris<sup>⑩</sup> の場合、上述のどの場合に相当するのか判断することはできない。いずれにせよ、カリフにかわつて「署名すること」あるいは「命令を書くこと」はワズィール(ワースィタ)の特権であり、その際ワズィールには、カリフの代行としての自由裁量権が認められていた、と考えることはできる。

任命文書に記されているワズィールと臣民との関係は、実際問題としては、ワズィールと各行政機関との関係でとらえられる。ワズィールは中央政府の首長として諸機関を統轄した。したがってワズィールによっては、キッリスやハーキム時代の Mas'ud b. Tahir al-Wazzān らのように、自分の邸宅に全ディーワーンを移すこともあつた。<sup>⑪</sup> 原則的には各官庁はそれぞれの長官 (shih, mutawallī) を通じてワズィールに従つていた。たとえばイブン・アル・サイイド兄弟の場合「ハーキムは諸官庁の長官たちに、彼ら二人の命令するところに従えと命じ」て、彼らはワースィタに任じられた。<sup>⑫</sup>

ザール時代のワッザーンが、種々の官庁の監督権を奪われたということも、それらの官庁の長官たちが、ワズィールによる業務の監察や会計の監査をうける必要がなかったということであろう。ヤーブリーのワズィール時代には、諸官庁の長官は毎日彼の前に出頭しなければならなかった。六つの財務官庁を委ねられて、長官たちの中でも特別高い地位にあった *Abū al-Faraj b. al-Bāhili* だけは火曜日に出頭し、二人の間で決定されたことは必ず実行された。火曜日以外の日に、バービリーの側に何か問題が生じた場合には、彼はワズィールに文書を書き送った。ワズィールはその文書の行間に適切な指示を書いて返答した。<sup>⑭</sup>

中央政府の統轄者としてワズィールは行政官吏の任用権も有した。カリフ・アズィーズ時代、*ʿIṣā b. Naṣīr* とシリアにおけるその代理 *Mīnāshīṭā* (ユダヤ教徒) は、ムスリム官吏を排除して、キリスト教徒、ユダヤ教徒を諸官庁や地方徴税官吏に採用した。当然ムスリム側の不満は大きく、彼らはカリフに訴願した。カリフはナストゥーリス、ミナッシャー、キリスト教徒およびユダヤ教徒官吏らの逮捕とムスリム官吏の採用を命じた。ナストゥーリスは、スイット・アル・ムルクのとりなしと三十万ディーナールを国庫に支払うことよって、ワースィタに復したが、カリフは彼に、諸官庁および地方徴税業務において、ムスリムの官吏を採用するという条件を課した。<sup>⑮</sup> この事例によって、ナストゥーリスは当初自由にキリスト教徒官吏を採用することができたとわかる。有力なワズィールの場合、ディーワーンの長官クラスの任用権も有した。たとえばイブン・アル・マグリビーはヤーブリーによって軍務庁長官に任用された。<sup>⑯</sup>

以上はワズィール職の機能を、カリフとの関係および行政機構との関係で考察したわけであるが、次に財政監督について検討する。ワズィールの職掌に関して、もっとも多くまた一貫して、史料に記述のみられるのがこの分野であって、財政監督こそまさにワズィールの本領であったといわねばならない。カリフ権力を支える基盤が俸給によって維持される諸軍団であったとすれば、円滑な財務による徴税収入は國家の最重要事であり、官僚機構とその統轄者としてのワズィールの第一の存在理由もまたここにあった。



キリスによって確立された中央財務行政機構の監督は、その後任のワースィタに委ねられた。「三八〇年 *dhū al-hijja* 月(九九二年二―三月)キリスが死ぬと、アッダースに国家の収入と支出が委ねられた。」一年後、彼は無実の不正の嫌疑で逮捕されたが、五七日後に釈放され、「エジプトとシリアの諸官庁の監査と財務官吏の監察 (*zimām al-dawāwin wa muhāsaba al-ummān*)」に復帰した。<sup>⑦</sup> また三八一年 *dhū al-hijja* 月(九九二年二月)、

アッダースが宮殿内の席につき、命令し、禁止し、財務を監督し、財務官吏の規律を正した。彼は、彼の指示による以外には、誰にも何も支出されてはならないこと、彼が決定し命じること以外は実施されてはならないこと、また官吏は賄賂や贈り物を受けてはならず、一ディーナール、一ディルハムも浪費されてはならないこと、を命じた (*Ittiḥāz, I, p. 273*)。

以上の記述からアッダースは、国家収入および支出の総責任者であり、とりわけ支出に対する最終裁定権を有し、さらに財務官吏の業務の監察、会計監査の役割をはたしていたことがわかる。他のアズィーズ時代のワースィタについてみても、イブン・アンマールは三八三年 *muḥarram* 月(九九三年二―三月)、財政監督 *tadbir al-annwāl*、諸官庁の監査 *muḥāsaba arbāb al-dawāwin* を命じられた。<sup>⑧</sup> まもなく彼は免職されたが、その後任の *al-Fadi b. Saḥih* についても、三八三年諸財務の監査 *muḥāsaba fi wujūh al-annwāl* を委ねられたとある。<sup>⑨</sup> イブン・アル・フラートについても、三八三年 *raḥib* 一月(九九三年四月)アズィーズは書記官と財務官吏に対して、フラートの命令するところに従えと命じた。<sup>⑩</sup> ところが同年 *ṣafar* 月(同一月)には財政監督 *naẓar fi al-annwāl* から免職されたとある。以上いずれもワースィタの主要な職務が財政監督であったことを示している。

ハーキム時代以降についても、イブン・アブドゥーンは、諸〔財務〕官庁の収入以外に、三十万ディーナールの増収をあげたことが功績とされている。アブドゥーンの時代には、*diwān al-mufrad* という官庁が創設されているが、これは免職や処刑された者の財産没収にあたる機能である。アブドゥーンはこのディーワーンによって、税収以外の増収をあげたのではないだろうか。<sup>⑪</sup> またズルア・ビン・ナストゥーリスについては「彼の仕事は収入の増大と徴税業務 *al-ḥaḥāl* の監督

であった」とされている。<sup>③</sup> ヤーズリー時代のワズイル時代には、年間国家収入は一定して二百万ディーナールであり、支出を差し引いて毎年国庫に二十万ディーナール収められた。そのため彼の名が貨幣に刻まれるほどになった。<sup>④</sup> これらの例はいずれも、財政収入の増加がワズイルに課せられた大きな使命であったことを示している。<sup>⑤</sup>

もちろん、財政上国家の収入と支出を均衡させることは、ワズイルの手腕にかかっている。しかしながら、アッバース朝のある時期以降おこなわれたような、年度毎の予算制度が、ファアティマ朝前期においても確立していたかどうかは不明である。ただヤーズリーのワズイル時代に関して次のような記述がみえる。

ヤーズリーは歳入と歳出を対照するために、それぞれの額を知りたいと望んだ。それで諸官庁の長官たちに、各官庁の収入と支出（の報告書）を作成するよう命じた。それは作成され、諸官庁の監査官 *zimam* である、*divan al-majlis* の長官に手渡された。彼はそれをもとに全般的な報告書 *amâl* を作成し、ワズイルに提出した (Khatib, I, p. 82)。

その結果歳入は二百万ディーナールで、歳出を差し引いて、十萬ディーナールが毎年国庫に収められた。このような記述からみると、ヤーズリー時代には、ある程度全般的な国家予算が編成されていたとも推察される。

軍政に関しては、任命文書にも諸軍団の健全な管理の重要性が指摘されているが、これはとりもなおさず、適正な俸給の分配に対する配慮を意味している。そして俸給支払の最終査定権もワズイルが握った。ハーキム即位時、クターマ軍団はワズィタのイーサー・ビン・ナストゥーリスに不満を抱き、イブン・アンマール以外には彼らの金を管理しないようにとの要求を出した。結果、ナストゥーリスは免職されアンマールがワズィタに任命された。つまりワズィタにはクターマ軍団への俸給支払いの査定権があったわけである。<sup>⑥</sup> ワズィタにこのような権限がある場合、軍団に対する影響力が大きいのは当然である。ハーキムがバルジャワーンを暗殺せしめた後、諸軍団を懐柔し、その殺害を正当化する文書までも布告しなければならなかったのはそのためである。なぜならば、バルジャワーンはアンマールのクターマ優遇策を改め、俸給額の多寡によって生じる軍団間の対立抗争をよく抑え、諸軍団には人望を得ていたからである。<sup>⑦</sup> ワッザーン

(fusayn b. Fahir) は、ワースィタに任命されるにあたって、各軍団に監察官 *zimam* をおき、自らの監督権はその監察官たちの上におくという条件を出して認められている。<sup>⑧</sup> この監察官の役割も主として軍隊の俸給査定にかかわるものだったと推察される。

民政に関してはマザールィム *mazalim* の制度をとりあげよう。一般住民や臣僚の主として行政上の苦情を処理するために開かれたマザールィム法廷は、ファティマ朝のエジプト征服直後から設置されていた。<sup>⑨</sup> 前半期においてワズィールがマザールィム裁判に携わった事例は、アズィーズ時代とハーキム時代に多い。キッリスのワズィール時代、彼は毎日訴願書 *nuqa* を受理していたという。<sup>⑩</sup> またイブン・アンマール (アズィーズ時代) がワースィタに任命された時、彼は財政監督の他にマザールィムの監督 (*al-nazar fi al-zulamat wa hawā'ij al-ans*) をも委ねられている。<sup>⑪</sup> 訴願に対する政府側の処置については、マザールィムの監督を委ねられた者が自己の権限で決定する場合もあれば、カリフが自ら決定する場合もあった。ハーキム時代初期、バルジャワーンはマザールィムを主宰したが、補佐にファアド・ビン・イブラーヒームを任用し、訴願書の受理および審査にあたらせた。「(ファアドは) 訴願書 *nuqa* およびその提出者に為された不法を審査した(中略) 彼は臣僚の危害を取り去り、人々の問題を審理し、彼らの難儀を終らしめた。」法廷は宮殿で開かれ、「バルジャワーンは控える間に着席し、ファアドが前の広間に着席して、(命令を) 書き入れ、(訴願を) 審査し、バルジャワーンに必要なことを報告した。」<sup>⑫</sup> この場合、政府側の決定はバルジャワーンとファアドに一任されている。しかし、同時期にハーキムは自ら訴願書に命令を書き入れてもいる。その場合、訴願書受理にはバルジャワーンとファアドがあたり、処置の決定に際しては、「ファアドがハーキムの前に座し、バルジャワーンが彼の上手に立つ。そうしてバルジャワーンがすべての訴願書を読みあげ、ハーキムは(訴願書の) 上部に適切な指示を書き入れ」た。<sup>⑬</sup> フサイン・ビン・ジャウハルとファアド・ビン・イブラーヒームの場合は、マザールィムに関して、「二人は人々の問題を審査し、ハーキムに報告した」とあり、同時に「二人は書類や訴願書をハーキムに提示した」ともあるから、<sup>⑭</sup> この場合はいわば予審にあたっていたとも考えられる。ルーズバー

リーの場合は、<sup>⑥</sup>彼が処置の決定をしてはいるが、カリフへの報告は怠っていない。ただフアーティマ朝前半期の場合、マザールム裁判の監督は、司法長官その他の官僚に委ねられることも多く、必ずしもワズィールの権限には属さなかった。<sup>⑦</sup>

以上、任命文書にみられる要請に即して、ワズィールの職掌の実態を考察したが、中央政府における立場上、他に当然ワズィールが大きな役割をはたしたのが、外交および対外軍事活動の分野である。キッリスは死に際して、「ビザンツに對しては、彼らがそれを維持するかぎり、和平を保つこと。ハムダーン朝に對しては、彼らがフアーティマ朝の宗主権を認めることで満足すること。Mufarrıj b. Dağfal (ハレスチナのアラブ遊牧部族の首長)に對しては、機会があれば容赦しないこと。」というカリフへの忠告を遺しており、ワズィール在任中、彼が外交および対外軍事活動の指揮をとっていたことを示唆している。またバルジャワーン、ジャルジャラーイー、ヤーズーリーらは積極的な対外活動を展開している。<sup>⑧</sup>しかし、これらはいずれも有能で在任期間の長いワズィールであって、他のワズィールについては、外交や軍事に関する記述は乏しい。外交や軍事問題が常に政治上の重要課題であったとはいえないにしても、これらの分野におけるワズィールの現実に行使しえた権限の大小が、彼らの個人的力量に依存していたことはまちがいあるまい。

以上ワズィールの職掌について検討した。もちろん付与される、また実際に行使しえる権限に流動性のあったことは認めねばならない。しかし、全体としてみれば、具体的事例にみえるワズィールの実際に担当した職務は、彼らに対する客観的要請によく照応するものであり、ワズィール職はカリフ支配貫徹のための一機関として有効に機能していたといえよう。

① Shayyal *Majma'at*, pp. 136-9, 313-21; Galanisi, pp. 80-83.

② Shayyal pp. 319-20; Galanisi, p. 82.

③ *Itti'az*, I, pp. 263-6.

④ *Itti'az*, II, p. 117. cf. Yahya, p. 306; Taghribirdi, IV, p. 180;

Dawadari, p. 288. カリフは外出中にしては民衆からの訴願書を直

接受を取った。

⑤ S. M. Stern, Three petitions of the Fatimid Period, *Oriens XV* (1962), pp. 200-3; *Fatimid Decrees*, p. 96.

⑥ *Khitat*, I, p. 403; Stern, *Fatimid Decrees*, pp. 127-31.

⑦ *Fatimid Decrees*, pp. 131-3.

- ⑧ Iṣhāra, p. 33; Ittī'āz, II, p. 128; Dawādārī, p. 315. スターン  
 氏 (*Faṭīmīd Decrees*, p. 128) の時、エトハーンとワズィールを文書上長官と  
 して示すが、彼がカフンに代わって臨むようになった四一十年 jumādā  
 II 月、エトハーンとワズィールを互に任じたのは月一十年 (Ittī'āz,  
 II, p. 128; Dawādārī, p. 301; Zaḥr, p. 65; Khīṭāṭ, I, p. 354)。
- ⑨ Ittī'āz, II, p. 108; cf. Iṣhāra, p. 29; Khīṭāṭ, II, p. 287.
- ⑩ Ittī'āz, II, p. 81; Khīṭāṭ, II, p. 287.
- ⑪ Ittī'āz, II, p. 85.
- ⑫ Yahyā, p. 206; Khīṭāṭ, I, p. 397; Iṣhāra, p. 33. だが、この  
 場合の「ワズィール」による語は、埃土の官制による概念ではなく、  
 へ、あつたの職務に就くべきの官吏の集団を指し示すことである。
- ⑬ Ittī'āz, II, p. 108.      ⑭ Ittī'āz, II, p. 248.
- ⑮ Zaḥr, pp. 40-41; Aḥm, IX, pp. 29, 43; Ittī'āz, I, p. 297;  
 Taḡrībīrdī, IV, pp. 115-6; Suyūfī, I, p. 601; Qalanisi, p. 33.
- ⑯ Iṣhāra, p. 47.      ⑰ Iṣhāra, p. 24.
- ⑱ Ittī'āz, I, p. 277.      ⑲ Iṣhāra, p. 25.
- ⑳ Iṣhāra, p. 26; Ittī'āz, I, p. 277.
- ㉑ Iṣhāra, p. 26; Ittī'āz, I, p. 279.
- ㉒ Ittī'āz, II, p. 84; Khīṭāṭ, II, p. 287.
- ㉓ Iṣhāra, p. 28.
- ㉔ Ittī'āz, II, pp. 244-5; Khīṭāṭ, I, p. 82. この国庫入金額は十萬ナ  
 ーナールとなつてゐる。
- ㉕ ワズィールの財政監督になつては、本稿七三、七四、七五頁も参照。  
 森本公誠「初期イスラム時代エジプト税制史の研究」一九七五年、  
 三九八—四〇四頁。
- ㉖ このディーワーンは、ファティマ朝のある時期まで、種々の財務

- 官庁の上位に立つてゐたことを示す (Khīṭāṭ,  
 I, pp. 397-8; Subh, III, pp. 493-4). Nabīṣī 以下も、華族階級  
 の別、diwān al-zakat (zakat = 納税課)、diwān al-jawālī (jawālī  
 = 人頭税)、diwān al-ḥarāj, diwān al-mawārīṭh (死上者の遺産継  
 承課) などを、相繼ぐ不在の場では国庫没収。H. Rabie, *The Financial  
 System of Egypt*, London 1972, p. 127 ff.), diwān al-naṭrīn  
 (naṭrīn = ナフシント、産天然炭酸ソーダ。採掘は國家独占。Rabie, *op.  
 cit.*, pp. 85-6), diwān al-ḥuḡḡār (ナフシントと地中海岸の綿織物世  
 産課) などを示す。Subh, III, p. 495) の他のワズィールの調  
 査等々の報告のワズィールの官吏の任免にわたつた。Kitāb  
 Luma' al-Qawānīn, (ed.) Becker & Cahen, *Bulletin d'Études  
 Orientales*, XVII (1958-60) p. 36.; Rabie, *op. cit.*, pp. 144-5.
- ⑳ Ittī'āz, I, p. 292, II, p. 4; Muṣayassar, p. 53; 本稿二三頁。
- ㉑ Shāyṣal, *Majmā'a*, pp. 133-5, 307-11; Ittī'āz, II, pp. 13, 27-9;  
 Khīṭāṭ, II, p. 3; Yahyā, p. 246; Qalanisi, p. 56.
- ㉒ Ittī'āz, II, p. 94.
- ㉓ シヤハーンは征服直後、毎土曜日にワズィールを主君とした (Ittī'āz,  
 I, p. 117; Khalīkīn, I, p. 329; Stern, *Three Petitions*, p. 193)。  
 フナーリヤの送致の整理手順に同じで、内容は後期に属するが、*Faṭi-  
 mīd Decrees*, p. 91 ff. に詳し。
- ㉔ Khalīkīn, VI, p. 28.      ㉕ Ittī'āz, I, p. 277.
- ㉖ Ittī'āz, II, p. 14.      ㉗ *ibid.*
- ㉘ Ittī'āz, II, p. 29.      ㉙ 本稿八七頁。
- ㉚ Ittī'āz, II, pp. 37, 50, 78, 85, 106, 109-10.
- ㉛ Iṣhāra, p. 23; Fischel, *Jews*, p. 60
- ㉜ 本稿第一節参照。ただし、前半期におつては、ワズィールが実際に  
 軍を率いて戦闘におもむいたことは一度もな。

## むすび

本稿では従来十分明らかになることのなかつた、ファアティマ朝前半期のワズィール職について、その実態を検討してきた。すなわち、エジプト征服後のファアティマ朝は、中央集権的行政機構を確立し、同時にワズィール職も設置された。その後の推移をみるかぎり、ワズィールの政治的実権には強弱があり、その地位も不安定である。しかしながら前半期を通じてワズィール職は、原則として文民の職業的専門官僚によって占められ、その管掌範圍も行政の分野に限定されるという共通した特徴を有していた。そして中央政府の首長としてワズィールの実際に担当した職務は、客観的な要請によく照応しており、彼らはカリフと臣民（實際問題としては行政機構）との「仲介者」として機能する一方、財政、軍政、民政、外交、軍事問題の諸分野にわたる監督、指揮に携わっていた。

ところで、ワズィール職も結局はカリフ支配を具現化するための一政治制度であり、その背後にはカリフ独裁体制が存在していたことを忘れてはならない。いま前半期のワズィール職の制度的特質といえる、文民ワズィールの原則とワズィールの管掌範圍の行政の分野への限定について、それをみる。

第一に、政府の首長に文民官僚を配したことは、軍団の扶養を文民に委ねたわけであり、軍事的実力と財政上の権限との結合から生じるところの、カリフ権力をおびやかす軍人勢力の抬頭を回避するという効果をあげていた。第二に、管掌範圍の行政の分野への限定について。思うに、ファアティマ朝体制の本質は、租税を徴収し軍団を維持する支配国家としての側面と、イスマアイル派教義にもとづき、ファアティマ朝カリフの正統性を主張して宣教活動を行う宗派としての側面と、をあわせもったものとしてとらえることができる。そこでは地上における神の代理者「カリフは、このいわば聖俗両側面の至高の権威としての意味をもつ。したがって、ワズィールが国家宗派にかかわる司法や宣教の権威の源となり、カーディーやダーイー（イスマアイル派宣教師）の任命権まで握るとなれば、神権的独裁君主としてのカリフの権威は

あいまいなものにならざるをえない。前期のワズィールの権限が原則として行政の分野にかぎられ、国家宗派的側面にはおよばなかったことは、ファーターイマ朝カリフの権威を制度的に保証するものであったと考えられる。

ファーターイマ朝史の究明にあたって、われわれは、ワズィール職を必要とし、また現実に常置せしめた、このカリフ制度についての理解の深化を今後はかる必要があるであろう。

（京都大学大学院生

tion, had a side of the newly-rising. Allied with the northern noble Raymond III of Tripoli, the Ibelins were rising in this period, finally having the expectation of establishing the Ibelin dynasty through marrying the princess Sibylla. And in order to stop this marriage, there appeared Guy of Lusignan, whose strife with Raymond-Ibelins was the main factor in those dissensions.

The Office of Vizier in the First Half  
of the Fātimids in Egypt

by

Takashi Uhara

The Fātimids, after the conquest of Egypt, set up the centralized administrative machinery, and then the office of vizier was founded for attending to political affairs. Afterward this office changed its character, when Badr al-Jamāli took office in the period of the caliph Al-Mustansir. This article aims at elucidating the actual conditions of the office of vizier in the first half of the dynasty. The real power of vizier fluctuated and its position was precarious, so far as we see the changes after its foundation. But throughout the first half it was characterized by the invariable facts; the office was occupied by the professional bureaucracy and its competence was restricted to administrative affairs. And the duties of vizier, as a head of the central government, corresponded to the requirements of the objective circumstances, and so, on the one hand, functioned as "intermediary" between the caliph and his subject, on the other, dealt with the supervision and the direction of the various spheres such as finance, military administration, civil administration, diplomacy, and military activities.